

## 鳥取県公衆浴場電気料金高騰対策市町村補助金 (追加助成)の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (別に通知する日まで)

○交付申請は、担当課に郵送にて申請してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

### 3. 事業開始 ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了 ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、担当課に郵送にて申請してください。

#### ◎補助金の支払い

##### 【提出書類】

実績報告書、様式第1号

##### 【支払時期】

実績報告書提出後、概ね一か月以内にお支払します。

**資料提出・問い合わせ先** 生活環境部 暮らしの安心局 暮らしの安心推進課  
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
0857 - 26 - 7185 kurashi@pref.tottori.lg.jp